



第3次
三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画
(最終案)



令和3年6月
三重県

目 次

第1	はじめに	1
1	策定の趣旨	1
2	これまでの取組の成果と課題	1
3	アルコール依存症の早期発見と治療の必要性	1
4	計画期間	1
第2	基本方針と推進体制	2
1	基本方針	2
2	目標の設定	2
3	推進体制の確立	4
第3	飲酒運転防止のための取組	5
1	飲酒運転防止意識の普及徹底	5
2	広報啓発活動の推進	5
3	事業者による取組	6
第4	教育機関等による教育	7
1	段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	7
2	運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	8
第5	飲酒運転の再発防止のための措置	8
1	飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	8
2	飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進	8
第6	飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	9
1	飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	9
2	アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	9
第7	総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	10
1	県内各関係機関・民間団体等による県民総ぐるみの運動の推進	10
2	相談体制の確立	10
3	情報提供	11
4	三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日に合わせた取組	11
5	表彰	11
6	実施状況の報告と公表	11
	【参考資料】令和2年10月1日 三重県知事定例会見	
	「『飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例』の取組成果」資料	12

第1 はじめに

1 策定の趣旨

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（以下「計画」という。）は、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（平成25年三重県条例第70号）（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、飲酒運転の根絶を図るため、県民、事業者、行政等が連携して「飲酒運転^{ゼロ}をめざす運動」を推進するための総合的な取組を定めるものです。

2 これまでの取組の成果と課題

これまでの計2次にわたる計画に基づいたオール三重での関係者連携の取組により、県内の飲酒運転事故件数は、全国平均を50%以上上回る大幅な減少率を記録し、現在は、全国でも有数の飲酒運転事故が少ない県となっています。

しかし、いまだに飲酒運転事故や飲酒運転違反者は存在しているため、計画の基本方針である「規範意識の定着」「再発防止」に向けた取組を中心とする関係者連携の取組を、さらに推進していくことが必要とされています。

3 アルコール依存症の早期発見と治療の必要性

条例では、飲酒運転の再発防止のため、飲酒運転違反者には「アルコール依存症に関する受診」を義務付けており、県の指定医療機関で受診することとなっています。

令和元年度の受診結果によると、受診者のうち約7割についてアルコール依存症またはその疑いがあるとの結果が出ています。

アルコール依存症からの回復のためには、本人が問題の存在を認め、自ら治療を受けるなど対処することが不可欠となるとともに、本人だけでなく家庭や職場などの周囲の人々も、アルコール依存症について正しく理解することが必要です。

また、万が一アルコール依存症となった場合には、早期に症状を発見し、適切な処置を行うことが、本人の健康のために重要であるとともに、飲酒運転の再発防止にもつながります。

アルコール依存症に至らない場合であっても、アルコールを多量に摂取し、飲酒を続けることは、肝機能障害、高血圧、糖尿病などの健康問題や、飲酒運転をはじめとする社会的に問題となる行動を引き起こすことがあるため問題となる飲酒行動の改善を図ることが重要です。

4 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2 基本方針と推進体制

1 基本方針

飲酒運転を根絶するための基本方針を次のとおりとします。

- (1) 県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識の定着のための教育、啓発活動を推進します。
- (2) 教育機関等における飲酒運転^{ゼロ}をめざす教育および啓発を推進します。
- (3) 飲酒運転をした者等に対し、再発防止のための教育を実施します。
- (4) 飲酒運転違反者の多くは、アルコール依存症またはその疑いがあることが多いため、アルコール依存症等の知識の普及および飲酒運転との関係についての啓発活動を推進します。

また、飲酒運転違反者へは、受診通知とアルコール依存症に関する情報提供を行います。

2 目標の設定

計画期間において、県、警察、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業者、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、次に掲げる基本目標と、5つの活動目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

(1) 基本目標

基本目標	飲酒運転による人身事故件数（年間）						
	年	現状値（R2年）	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
目標値	18件以下	達成状況 0.49	27件以下	25件以下	23件以下	21件以下	18件以下
実績値	37件						
【設定の考え方】飲酒運転による人身事故が ^{ゼロ} 0になることをめざして、毎年2件以上の減少をめざします。							

(2) 活動目標

活動目標	ハンドルキーパー推進店 ¹ 等の指定等					
年度	(現状値) R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
目標値	1,000店 (事業所)	達成状況 62.4%	700店 (事業所)	700店 (事業所)	700店 (事業所)	700店 (事業所)
実績値	624店 (事業所)					
【設定の考え方】 広く社会全体でハンドルキーパー運動を浸透させるため、新たなハンドルキーパー推進店等として、年間700店以上の指定をめざします。						

活動目標	企業等における社内教育の実施					
年度	現状値 (R 2年度)	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
目標値		新規目標	1,500回	1,500回	1,500回	1,500回
実績値						
【設定の考え方】 企業等における社内教育について、毎年度1,500回以上の実施をめざします。						

活動目標	各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率					
年度	現状値 (R 2年度)	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
目標値	100%	達成状況 100%	100%	100%	100%	100%
実績値	100%					
【設定の考え方】 各種交通安全講習等において、受講者に応じた飲酒運転防止に関する内容を取り入れ、毎年度100パーセント実施をめざします。						

活動目標	飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率 (教科又は特別活動等)					
年度	現状値 (R 2年度)	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
目標値	100%	達成状況 100%	100%	100%	100%	100%
実績値	100%					
【設定の考え方】 小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の毎年度100パーセント実施をめざします。						

活動目標	飲酒運転違反者の受診率					
年度	現状値 (R 2年度)	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
目標値	50%以上		46%以上	47%以上	48%以上	49%以上
実績値	●%					
【設定の考え方】 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率、50パーセント以上をめざします。						

¹ ハンドルキーパー推進店・・・やむを得ず、自動車で飲食店などへ行く場合に、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動を推進する店舗

3 推進体制の確立

県、警察、市町、関係機関・民間団体等が相互に情報交換等を行い、協力しながら基本方針に則った取組を進めるため、三重県交通対策協議会に「飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会」（以下「部会」という。）を設置するとともに、条例第9条第5項に基づく医療機関を指定します。

(1) 部会の設置

ア 部会の役割

部会は、県が策定実施する飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画に関し必要な協議と調整を行います。

イ 部会の構成および連携体制

(ア) 部会は、三重県環境生活部 暮らし・交通安全課長を議長とし、県の執行機関、交通関係団体、特定事業者²の団体等、この条例の規定に基づく措置、取組等に関する機関・団体に属する委員で構成します。

部会の委員（以下、「推進機関」という。）は、それぞれの立場で県民への広報啓発等を実施し、飲酒運転根絶に取り組むとともに、互いに情報提供、意見交換を行い、連携して飲酒運転^{ゼロ}をめざすための取組を実施します。

(イ) 特定事業者の団体においては、それぞれ加盟する各店舗に対して、酒類の提供時における飲酒運転防止のための対策の実施について周知徹底を図るほか、広報啓発活動を推進します。

(2) 指定医療機関

ア 医療機関の指定

知事は、条例第9条第5項に基づく、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例に係る医療機関指定等実施要綱」により、飲酒運転違反者がアルコール依存症に関する診察を受けることができる医療機関を指定します。

イ 指定医療機関の役割

(ア) 「飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例に係る飲酒運転違反者への診療マニュアル」（以下「診療マニュアル」という。）を活用して、「危険な飲酒」と「アルコール依存症」の選別および診断を行い、「危険な飲酒」に該当する者には、アルコール関連問題の予防につながる指導を実施し、アルコール依存症と診断された者には、治療および断酒プログラムへの参加を促します。

(イ) アルコール依存症者は、うつ、幻覚等の精神症状や肝機能障害、高血圧、糖尿病等の健康障害を引き起こす場合があるので、指定医療機関は、アルコール依存症の治療に当たって、一般科医療機関、精神科医療機関およびアルコール専門医療機関との相互連携に努めます。

² 特定事業者・・・飲食店営業者および酒類販売業者

第3 飲酒運転防止のための取組

1 飲酒運転防止意識の普及徹底

飲酒運転違反者には、厳しい処分等（刑事処分、行政処分）が科せられるだけでなく、民事賠償、職場における処分等によって、違反者本人やその家族等にも大きな影響を与えるにも関わらず、飲酒運転がなくなる背景には、依然として、飲酒運転の危険性や結果の重大性に対する認識の甘さがあると考えられることから、飲酒運転は重大な犯罪行為であって「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識をさらに定着・浸透させる必要があります。

- (1) 推進機関は、飲酒運転の根絶に向けてさまざまな機会を通して、交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及徹底に努めます。
- (2) 県は、各種交通安全運動等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携し、飲酒運転根絶のためのキャンペーンを推進します。
- (3) 県は、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等の周知を図ります。
- (4) 警察は、飲酒運転による交通事故実態等分析に基づいた指導取締りや周辺者の責任追及を徹底します。また、運転免許更新時講習等を通じた交通安全教育を推進するとともに、県、市町、関係機関・民間団体等と連携した広報啓発活動を推進します。
- (5) 推進機関は、事業者における社員教育、老人会等の地域における啓発・教育について働きかけを行うとともに、必要な情報提供等を行い、取組を支援します。

また、酒類提供事業者に対する啓発やハンドルキーパー運動および、アルコール依存症に関する知識の普及、相談窓口の周知に取り組みます。

(6) 公共交通機関等の利用促進

ア 推進機関は、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」の気運を高め、公共交通機関や自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及を行い、飲酒運転根絶のための社会環境づくりに努めます。

イ 県、警察では、自動車運転代行業の指導育成を図り、利用促進に努めます。

- (7) 推進機関は、事業所等における社内教育が推進されるよう、事業所の自主的な社内教育を支援します。

2 広報啓発活動の推進

(1) 飲酒運転根絶に係る広報・啓発

県民、事業者、行政等が連携して、被害者の声や違反者の手記などを取り入れた啓発や、飲酒運転による交通事故等の実態を踏まえた広報を実施して、スローガン「STOP！ 飲酒運転 in みえ」の積極的な展開を図ります。

(2) 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日

毎年12月1日を「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日」とし、関係団体が連携した啓発活動等のキャンペーン等を実施することにより、県民の飲酒運転根絶に向けた気運の醸成を図ります。

(3) 広報媒体を活用した広報啓発活動

推進機関は、県民一人ひとりに対して飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の周知を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用するほか、広報誌、ポスター・チラシ、ホームページ、SNS³等による広報啓発を実施します。

また、四季の交通安全運動における取組や、家庭、学校、地域や職場等が一体となったキャンペーンの実施など、効果的な広報啓発を実施します。

3 事業者による取組

(1) すべての事業者における取組

ア 業務上車両を運転する者にアルコールチェッカーや面接による点呼を実施するなど、従業員等が業務上で飲酒運転を行うことを防止するための取組に努めます。

イ 飲酒運転根絶ポスター等の掲示、ミーティング時の講話、社内報への掲載等による従業員への啓発の実施に努めます。

ウ ハンドルキーパー運動推進店への参加による従業員への飲酒運転防止意識の高揚に努めます。

エ 推進機関等が実施する飲酒運転根絶キャンペーン等への協力および従業員等の参加を促すとともに、会報誌への掲載により条例の周知に努めます。

(2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進

ア 安全運転管理者等の選任事業所の使用者および管理者等は、飲酒運転に関する知識等の浸透を図り、飲酒運転防止意識の向上に努めます。

イ 従業員等からの申告等により飲酒運転による事故の発生を認知した事業所は、運転管理、運行管理の指導を徹底し、再発防止に努めます。

ウ 三重県安全運転管理協議会は、安全運転管理者等講習会において交通安全機材等を展示するとともに、その貸し出しを行い、飲酒運転防止に向け交通安全機材の使用について事業者の関心を高めます。

エ 自動車運送事業者では、点呼時等におけるアルコール検知器の使用の徹底を図ります。

(3) 飲食店営業者における取組

ア 飲酒運転根絶のポスター等の掲示、車両の運転者には酒類を提供しない旨の掲示、メニュー等への啓発文等の掲載に努めます。

イ 来店者への積極的な声かけ、運転代行業者の案内、ハンドルキーパー運動の普及に努めます。

³ SNS・・・ソーシャルネットワークサービス

ウ 飲食店営業者の組合等は、組合員等に対してハンドルキーパー運動への参加を促すとともに、会報誌への掲載などを実施し、条例の周知に努め、飲酒運転根絶の気運の醸成に努めます。

(4) 酒類販売業者における取組

ア 酒類販売業者を対象とする研修時に県が配布するポスター等を、販売場内の来店者によく見える場所へ掲示し、飲酒運転根絶に努めます。

イ 車両利用の酒類購入者が飲酒運転をするおそれがあると認められるときは、来店者に声かけするなど、飲酒運転を防止するための取組に努めます。

ウ 県民に対し飲酒運転根絶を訴える街頭啓発等の実施に努めます。

第4 教育機関等による教育

1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

(1) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関（以下「学校」という。）における教育
学校における飲酒運転根絶に関する教育については、幼少期から「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識を向上させることが重要です。

交通安全教育の中で、将来を見据えた飲酒運転根絶に関する教育を推進します。

ア 学校教育活動全体を通じた指導

学習指導要領に基づき、教科、道徳、特別活動等の学校教育活動全体を通して、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、児童生徒に、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性等について理解させるとともに、生命の大切さや思いやりの心、さらには、規範意識の醸成に努めます。

イ 家庭・地域・関係機関との連携

子どもが飲酒運転の怖さや飲酒運転による交通事故の悲惨さなどを学校で学ぶだけでなく、家庭で保護者に話したり、親子で一緒になって考えたりする機会が持てるよう、学校は、保護者懇談会や学校だより等を通じて保護者等に対し、周知・啓発に努めます。

また、飲酒運転根絶に向けた教育を充実させるため、交通安全教室等において、飲酒運転の危険性について理解を深めるなど、飲酒運転根絶に向けた取組の充実に努めます。

(2) 生涯学習としての交通安全教育

ア 三重県交通安全研修センター等の活用

県は、三重県交通安全研修センター等を活用し、幼児から高齢者に至る幅広い県民に対して、心身の発達段階に応じた体系的な交通安全教育を実施する中で、対象者の特性に応じた飲酒運転防止教育を実施します。

イ 段階的、体系的な教育の実施

交通安全教育や飲酒運転防止教育は、交通社会の一員としての責任と自覚、交通安全意識および交通マナーの向上に不可欠であり、生涯学習として成長過程にあわせて段階的、体系的に実施します。

(3) 高齢者に対する教育の推進

高齢者の交通安全教育を関係機関・団体等と連携して実施する中で、あわせて飲酒運転根絶に関する教育を、交通安全教室、社会活動および福祉活動や訪問指導の機会を通じて推進し、飲酒運転禁止の遵法意識の普及を図ります。

2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

- (1) 公安委員会の指定する自動車教習所は、免許取得時はもちろんのこと、免許取得後の運転者に対しても、飲酒運転防止教育を含めた運転者教育に努めます。
- (2) 事業所は、アルコールが運転操作に与える影響や重大な結果をもたらす飲酒運転の危険性、特に飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さについて、若年運転者が理解を深めることのできる飲酒運転防止教育の推進に努めます。
- (3) 県は、法的に飲酒可能年齢に達した大学、専門学校生徒に対し、アルコール依存症等の知識の普及および飲酒運転との関係性について啓発活動を行います。

第5 飲酒運転の再発防止のための措置

1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

- (1) 県は、警察、市町、関係機関、民間団体等と連携して、飲酒運転違反者等に対する再発防止教育やアルコール問題に関する知識の普及のため条例の周知啓発を推進します。
- (2) 県は、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、飲酒運転を行うおそれのある者や家族等からの相談体制を整備するとともに、事業者、関係団体等からの要請に応じてアルコール問題の普及啓発活動を実施するほか、飲酒運転の根絶に必要な情報提供を積極的に行います。

2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

- (1) 警察は、飲酒運転違反者に飲酒運転の危険性を認識させるための効果的な再教育を行うとともに、講習実施機関に対する指導および監督を行い、また講習指導員に対する研修会を随時開催するなど、講習指導員の指導能力の向上を図ります。
- (2) 運転適性相談窓口の充実
警察は、運転者からの様々な相談に適切に対応するため、相談体制の整備や担当職員に対して専門的知識、および適切な対応要領等に関する指導教養を行います。

第6 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務

(1) 県は、公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を記載した書面を添付して、受診の通知をするとともに、受診した旨の報告を求めます。

受診の通知にあたっては、あわせて飲酒運転とアルコール依存症の関係、多量飲酒習慣とアルコール依存症の関係についての情報提供を行います。

(2) 受診の書面を送付したのち、60日を経過しても、受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対して、再度、受診するよう勧告するとともに、さらに勧告の書面を送付したのち40日を経過しても受診した旨の報告がない飲酒運転違反者には再勧告を実施します。

また、指定医療機関で受診しやすい環境整備等に努めます。

2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

(1) 県の取組

ア アルコール依存症の早期発見のため、アルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族、事業者など周囲の方からの相談に対しても、適切な対応方法についての周知に努めます。

イ アルコール健康障害対策基本法に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画」により、アルコール関連問題が円滑に解決・予防できるよう、事業者、医療機関、行政機関等の連携を図り、総合的かつ計画的な取組を進めます。

ウ 保健所等において、アルコール依存症者とその疑いのある者や家族、事業者など周囲の者からの相談を受け、アルコール専門医療機関へつなげるなどの支援を行います。

また、治療の継続を促進するために自助グループ活動等への支援を行います。

(2) 本人・家族の取組

県が設置する「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を活用し、必要に応じて保健所、三重県こころの健康センター等の相談機関、アルコール専門医療機関等の利用に努め、飲酒運転違反者が県から受診通知を受け取ったことをその家族が知った場合は、飲酒運転違反者本人に対して必ず指定医療機関での受診を促すほか、上記相談窓口へ相談等するように努めます。

(3) 事業者の取組

従業員の飲酒行動の変化や健康診断などからアルコール依存症および多量飲酒等の早期発見に努めるとともに、アルコール依存症および多量飲酒等が発見された場合には、産業医、衛生管理者等による保健指導の実施や、適切な県の相談機関、医療機関につなげるよう努めます。

(4) 警察の取組

ア 運転免許証の取得・更新時や飲酒運転違反者が運転免許証返還時に、アルコール依存症であることを申告した場合には、早期治療を促すとともに、受診義務対象者には受診を促します。

また、運転免許証の取得時等における質問票や運転適性相談等によりアルコール中毒の疑いがある者を認めた場合には、臨時適性検査又は診断書の提出により、免許取得の可否を判断します。

イ 取消処分者講習、停止処分者講習時において、スクリーニング・テスト（オーディット）を実施し、受講者自らの飲酒習慣を自覚させるほか、問題飲酒行動のある者に対する、速やかな受診につなげます。

(5) 医療機関の役割

ア アルコール依存症者は、うつ、幻覚等の精神症状や肝機能障害、高血圧、糖尿病等の健康障害を引き起こす場合があるので、アルコール依存症の治療にあたっては、一般科医療機関、精神科医療機関およびアルコール専門医療機関において相互に連携するよう努めます。

イ 受診の結果、アルコール依存症でなかった者についても、多量飲酒習慣などの「危険な飲酒」行動のある者について、医師は診療マニュアル等を活用して節酒や適正飲酒、アルコール関連問題について正しい知識が得られるよう働きかけを行います。

(6) 自助グループの取組

自助グループは、断酒継続のために、酒害についての理解の促進や、本人や家族と共に支え合い、医療機関やその他支援機関が担えない部分を補完するとともに、回復や希望をもたらすように努めます。

第7 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

1 県内各関係機関・民間団体等による県民総ぐるみの運動の推進

県は、関係機関・民間団体等と協力して、飲酒運転根絶のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 相談体制の確立

県は、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転をした者、飲酒運転を行うおそれのある者や、その家族等からの相談に応じ、他の機関との連携を図りながら、受診等につなげるよう努めます。

3 情報提供

県は、飲酒運転の再発防止のための各種情報を企業等における社内教育の場に提供します。

4 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日に合わせた取組

県は、毎年12月1日の三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日に合わせ、飲酒運転根絶についての理解と関心を深めるための行事を実施します。

5 表彰

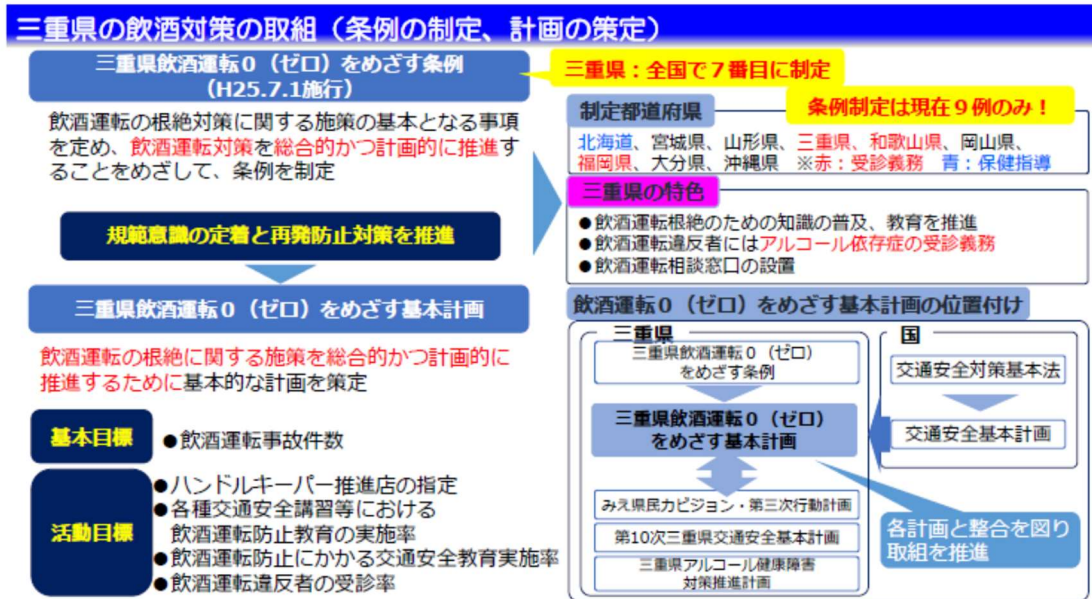
県は、飲酒運転根絶の取組に関して、従業員教育の推進や、ハンドルキーパー運動への参加などの施策を積極的に推進するなど、顕著な功績のあった個人、団体、事業所、店舗等に対し表彰等を行います。

6 実施状況の報告と公表

この計画に基づく実施計画と施策をとりまとめ、その実施状況について、毎年1回、「飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告」を作成し、県議会に報告するとともに、三重県公式ホームページで公表します。

【参考資料】令和2年10月1日 三重県知事定例会見

「『飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例』の取組成果」資料



三重県の具体的な取組

アルコール依存症の受診義務

目的

- アルコール依存症の**早期発見**
- アルコール依存症者による**再犯未然防止**

取組概要

受診義務は全国でも3例のみ！

- 飲酒運転違反者へ**受診義務通知**を发出
- 期限までに報告がない場合**受診勧告**実施

受診率

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
受診率	45.2%	43.7%	37.8%	42.0%	46.8%	40.5%

- ※他県受診義務の事例（福岡県：受診率58%（H30年度））
- ※保健指導の動奨事例（北海道：受診率0.5%（H30年度））と比較して**相当高水準**

アルコール健康障害対策推進計画

条例に基づく医療機関の指定

指定医療機関数(R2.7.1時点)

	施設数	
精神科病院	9	医療機関指定研修、技術向上研修および指定医療機関会議を開催
精神科を標榜する診療所	3	
精神科以外の病院・診療所	21	
総計	33	

人材の育成・啓発



アルコール関連問題啓発フォーラムinみえ

- ・ 医療機関との連携強化研修会
- ・ 「アルコール救急多機関連携マニュアル」を県内134機関配布
- ・ こころの健康センターによる「アルコール依存症」講演会
- ・ 「アルコール関連問題啓発フォーラムinみえ」

団体、事業者団体等の取組

関係者連携による三重モデルの取組

アルコール健康障害対策等の先進県！

- 一般医と精神科医が連携したアルコール健康障害患者への対処
- 総合病院、保健所、警察、アルコール専門医療機関等が連携したアルコール救急対応の実施

アルコール健康障害対策基本法(H25年)制定の必要性根拠に！



オール三重の連携！



事業者団体の活動

三重県バス協会、三重県トラック協会等の取組



運行前の飲酒検知

- 従業員に対する飲酒運転防止教育の実施
- アルコールチェッカーを使用した飲酒検知

三重県小売酒販組合連合会の取組



未成年者飲酒防止啓発

- 同組合員による酒類販売店への啓発、ポスター掲示、チラシ配布
- 津駅、四日市駅で未成年者飲酒防止啓発

三重県断酒新生会の取組

- アルコール依存症からの脱却を目的とした講演会や勉強会の開催
- 一般県民に対しても飲酒運転根絶に向けた教育・啓発活動の実施



飲酒運転根絶啓発

三重県安全運転管理協議会の取組

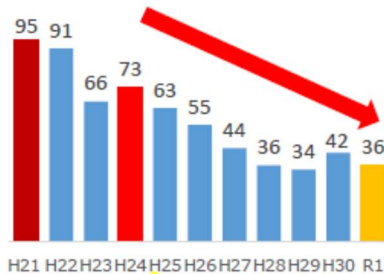


飲酒運転防止啓発ブース

- 安全運転管理者講習会等において、飲酒ゴーグル体験等、各種交通安全機材の貸出等
- 事業者への飲酒運転防止意識の普及啓発

飲酒運転事故の推移

三重県

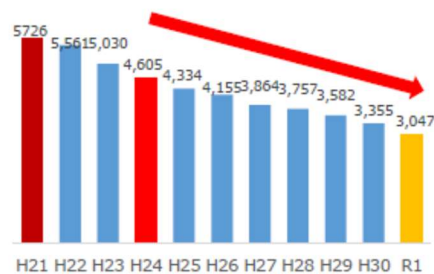


条例制定

直近10年間で**62.1%減少**

条例施行後7年間で**50.7%減少**

全国



直近10年間で**46.8%減少**

7年間で**33.8%減少**

いずれも長期的には減少傾向にはあるが、
条例制定後の**三重県の減少率は全国平均を1.5倍も上回る！**

各年都道府県ランキング (登録自動車10万台あたり飲酒運転事故件数)

各県を同一の指標で比較

条例制定

直近5年連続ベスト5!

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1	大分県	岐阜県	岩手県	島根県	静岡県	山形県	岩手県	鳥取県	三重県	山形県	岩手県
2	秋田県	鳥取県	富山県	山口県	秋田県	鳥取県	秋田県	三重県	大分県	岩手県	新潟県
3	福井県	大分県	山口県	鳥取県	岩手県	岩手県	大分県	岩手県	秋田県	山口県	島根県
4	富山県	岩手県	島根県	秋田県	鳥取県	富山県	静岡県	秋田県	石川県	新潟県	鳥取県
5	山口県	東京都	三重県	石川県	神奈川県	秋田県	三重県	島根県	徳島県	三重県	三重県

事故
少ない

8三重県 8三重県

大きく改善!

17三重県

20三重県

16三重県

全国2位

直近5年間トータル

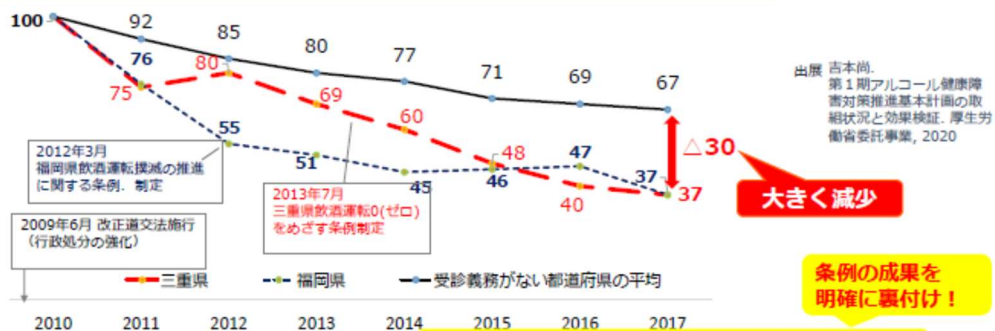
県名	5年平均値
1 岩手県	2.37
2 三重県	2.54
3 秋田県	2.68
4 山形県	2.98
5 島根県	3.04

全国平均値4.32件

直近5年連続でベスト5に入っているのは全国でも三重県のみ!
→「オール三重」での取組成果!

飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に基づく取組の検証と今後の取組

三重県、全国、福岡県の飲酒運転事故数の変化(2010年を100とした指数)



三重県、福岡県とも大幅に減少!

今後の取組の方向性

- 飲酒運転が少ない全国トップ県に!
- 再犯防止策、民間事業者等関係団体と連携した取組推進!

第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画策定
→ 更なる改善をめざしオール三重で「安全で安心な三重」を実現!

飲酒運転0(ゼロ)をめざして



県内の飲酒運転事故は全国を上回るペースで減少しています！

飲酒運転事故件数の推移

H21年度の事故件数を100とした場合



H25.7条例制定

登録自動車10万台当たり 飲酒運転事故件数

年度	全国	三重県	順位
H27	4.78	2.93	5位
H28	4.62	2.38	2位
H29	4.36	2.24	1位
H30	4.10	2.76	5位
R01	3.72	2.36	5位
5年平均	4.32	2.34	2位

直近5年連続のベスト5入りは
三重県のみ！

「オール三重」での
取組成果！

今後の方向性

- 飲酒運転が少ない全国トップ県に！
- 再犯防止策、民間事業者等関係団体と連携した取組推進！

第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画

令和3年(2021)7月

三重県環境生活部 暮らし・交通安全課
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069
E-mail : seikotu@pref.mie.lg.jp
